

2026年2月3日

三重県民の森及び三重県上野森林公園における飲料等自動販売機設置事業者募集要項

NPO 法人 ECCOM (以下「当法人」という。) が指定管理者として管理・運営する「三重県民の森」及び「三重県上野森林公園」における利用者サービスの向上を目的として、飲料等の自動販売機を設置する事業者 (以下「設置事業者」という。) を以下のとおり公募します。

記

1 自動販売機の設置場所及び台数

- (1) 設置場所 : 三重県民の森 (三重県三重郡菰野町千草 7181-3)
 - ① 設置台数 : 計 3 台
 - ② 設置場所及び台数 : 2026 年 2 月現在、自動販売機が設置されている場所と同じ
 - ア 自然学習展示館内 1 台
 - イ 大駐車場トイレ横 1 台
 - ウ つどいの広場トイレ横 1 台
- (2) 設置場所 : 三重県上野森林公園 (三重県伊賀市下友生 1 番地)
 - ① 設置台数 : 計 2 台
 - ② 設置場所及び台数 : 2026 年 2 月現在、自動販売機が設置されている場所と同じ
 - ア メイン駐車場トイレ横 1 台
 - イ サブコテージ横 1 台

2 設置時期及び契約期間

- (1) 設置日 : 2026 年 4 月 1 日以後、協議により速やかに決定
- (2) 期間 : 設置日から 2027 年 3 月 31 日まで
- (3) 更新 : 利用状況等を勘案して、2031 年 3 月 31 日を限度に 1 年ごとに更新可能

3 設置事業者の要件

次の全ての要件を満たす事業者とします。

- (1) 三重県内に本店又は支店等を有する事業者であること
- (2) 飲料等の自動販売機の設置業務において 3 年以上の実績を有し、現在も業務を継続していること
- (3) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第

2号に規定する暴力団及びその構成員でない者

4 自動販売機の設置条件

- (1) 販売品目 酒類を除く飲料（必須）、菓子類（任意）
- (2) 販売価格 メーカー希望小売価格以下
- (3) 自動販売機の仕様
 - ① 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめとする環境対策機能を備えた機種のこと
 - ② 新旧硬貨及び紙幣が使用可能であり、紙幣又は硬貨が改変されたときは、可及的速やかに対応すること
 - ③ キャッシュレス機能やユニバーサルデザインへの配慮など、消費者ニーズに応じた利便性の高い機種の設置に努めること
 - ④ 季節により、ホットコールドの切り替えが可能であること
 - ⑤ 給排水を必要としない機種であること
- (4) 自動販売機の設置及び維持管理
 - ① 売上金回収、釣銭の補充などの金銭管理を適切に行うこと
 - ② 商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと
 - ③ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収箱を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと
 - ④ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと
 - ⑤ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置することとし、地震等に対する転倒防止措置を講じるとともに、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること
 - ⑥ 自動販売機の設置、維持及び撤去に要する工事費等の費用は、全て設置事業者が負担すること
 - ⑦ 設置事業者は自動販売機の電気使用量を算出する計量機器（電気メーター）を設置し、電気使用量に応じた電気料金を毎年4月末までに当団体の指定する銀行口座に振り込むこと（振込手数料は設置事業者が負担すること）
- (5) その他
 - ① 建物管理上その他の事由により停電があった場合は、電源の復旧、商品管理につき速やかに対応すること

- ② 自動販売機の設置又は商品の販売により、当団体又は第三者に損害を与えた場合は、設置事業者が責任を負うこと
- ③ 業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、設置事業者は次の義務を負うこと
 - ア 断固として不当介入を拒否すること
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - ウ 当法人に速やかに報告すること
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当法人と協議を行うこと

5 質問及び現地確認

質問がある場合は、メールにて提出してください。また、現地確認を希望する場合は、その旨をメールにて連絡してください。

- (1) 質問及び現地確認受付期間 2026年2月3日～10日
- (2) 提出・連絡先メールアドレス info@eccom.jp

6 見積書提出期限・提出先

自動販売機の設置場所ごとに、見積書（様式1-1～3、様式2-1～2）に販売手数料率（%）及び年間設置料（税抜）を記入のうえ、2026年2月20日（17時必着）までに郵送してください。

提出先：〒510-1251 三重県三重郡菰野町小島4059
NPO法人ECCOM 入札係宛
電話 059-325-6386（平日 10:00～16:00）

7 落札者の決定

自動販売機の設置場所ごとに、販売手数料率が最も高い入札者を落札者とします。なお、販売手数料率が同じ場合は、設置料により決定します。

以上